

愛知県立大学教員組合役員選挙規程

第1章 総則

第1条 この規定は組合規約第18条により、役員選挙についての細目を定めることを目的とする。

第2条 役員選挙は毎年3月末日までにおこなう。

第3条 選挙の告示は選挙期日の15日前までにおこなわなければならない。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙をおこなうために選挙管理委員会をおく。

第5条 選挙管理委員会は組合員から選ばれたもの3名で構成し、委員長は委員の互選による。

2 役員の候補者は選挙管理委員になれない。

第6条 選挙管理委員会はつぎの業務をおこなう。

- (1) 選挙の告示
- (2) 候補者の受理、資格審査および候補者名簿の発表
- (3) 役員選挙における投票と開票の管理および有効投票、無効投票の決定
- (4) 投票、選挙の結果の告示
- (5) その他選挙に関する必要なこと

第7条 選挙管理委員が違反を発見し、または違反の届出を受けたときは、直ちにこれを調査し、意見を付して執行委員会または大会の決定を受けなければならない。

第3章 候補者および選挙

第8条 役員の候補者になろうとする者は、選挙期日の10日前までに選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 候補者を推薦する場合は本人の同意を必要とする。

第9条 選挙管理委員会は選挙期日の5日前までに候補者の氏名、所属、その他必要なことを組合員に通知しなければならない。

第10条 役員選挙は、組合員1名につき1票の無記名投票とし、執行委員長については単記、2名以上のものについてはその定員連記投票とする。

ただし、副委員長、書記長の選出は執行委員の互選による。

第11条 候補者が定数をこえない場合は信任投票をおこなう。

ただし、有効投票の過半数の信任がえられなければならない。

第12条 組合役員は連続3選の場合は拒否権を保有する。

第13条 選挙において得票数の多いものから順次定数までのものを当選人とする。

附 則

第14条 この規定は大会の承認がなければ改廃できない。

第15条 この規定は1978年6月16日から実施する。

教員組合旅費支給内規

第1条 執行委員もしくは執行委員会の委嘱した組合員が組合の用務のため旅行した時は、以下に定めるところにより、旅費を支給する。

第2条 名古屋市外への旅行の場合は、県の旅費規程に準じた額を支給する。ただし、距離の如何にかかわらずグリーン料金は不給とし、宿泊費・日当は、旅行する者の職階の如何にかかわらず、教授相当の額として計算する。

第3条 名古屋市内への旅行の場合は、地下鉄・バス等の実費相当額を支給する。ただし、執行委員会が特に必要と認めた場合は、タクシー運賃実費を支給することができる。

安定的な労使関係に係る覚書

(趣旨)

第1条 愛知県公立大学法人（以下「甲」という。）と愛知県立大学教職員組合（以下「乙」という。）は、安定的な労使関係を継続するため、基本的事項について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

(労使協定の協議に係る通知等)

第2条 乙の推薦を受けた候補者が過半数代表に選任された場合、甲は、乙に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）における協定を始めとする労使協定の協議について通知する。

2 甲は、前項の通知を行う場合には、乙が内容の検討を行うための時間を十分に確保できるよう努める。

(懇談会の実施)

第3条 甲と乙は、原則として毎年8月第1週に開催する労使懇談会に向け、互いに協力する。

(団体交渉の実施)

第4条 甲と乙は、原則として毎年12月第2週に開催する団体交渉に向け、互いに協力する。

2 前項に定めるほか、乙から団体交渉の申し入れがある場合、甲は、乙との間において、団体交渉を開催する。

(団体交渉の出席者)

第5条 甲は、前条に規定する団体交渉に際し、交渉事項について決定権限のある者を出席させるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙は記入押印の上、各自1通を保管する。

令和2年2月18日

愛知県公立大学法人理事兼事務局長

人見英永



愛知県立大学教職員組合書記長

奥田泰広

